

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「機構」という。）契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年1月4日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 黒田 啓史

## 1 入札執行者

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 黒田啓史

## 2 担当部署

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地2

京都市立病院事務局施設担当

電話番号 075-311-5311（内線2564）

## 3 入札に付する事項

### (1) 案件名称

令和4年度京都市立病院に係る電力の供給

### (2) 需要施設

京都市立病院 京都市中京区壬生東高田町1番地2

### (3) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### (4) 予定使用電力量

11,320,821 kWh

### (5) 契約電力

2,450 kW

### (6) その他

別紙仕様書のとおり

## 4 入札に参加する者に必要な資格

機構契約事務規程第2条に規定するほか、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 電気事業法第2条第1項第3号の規程により小売電気事業の登録を受けた者（以下「小売電気事業者」という。）
- (2) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確

保していること。

- (3) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあってはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあっては電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。
- (4) 令和3年12月14日（火）までに、京都市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気（京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む）の料金メニューで契約する者（以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (6) 次のア～キのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札参加資格確認書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

令和4年1月4日（火）から令和4年1月14日（金）まで

(2) 配布場所及び配布方法

機構ホームページ上にて配布する。直接配布は行わない。

<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>

6 入札参加資格確認等

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記(2)の書類を各1部提出すること。提出方法は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

公告の日から令和4年1月14日（金）までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

ただし、郵送の場合は令和4年1月14日（金）必着とする。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 小売電気事業の許可を受けていることを証する書類の写し

ウ 予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していることを証する電力供給誓約書（指定様式1）

エ 供給約款又は電気供給条件についての電力供給約款に関する証明書（指定様式2）

オ 特定電源割当の予定について（4(4)再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者に限る。）（指定様式3）

カ 誓約書（指定様式4）

キ 確認通知用封筒（長形3号封筒に、宛先を記入のうえ、通常郵便料金84円に簡易書留料金320円を加えた切手を貼付すること。）

(3) 提出先

上記2に同じ

(4) 確認通知

入札参加資格の確認は、提出期限の日をもって行うものとし、その結果を令和4年1月19日（水）までに書面により通知する。

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書は、京都市情報公開条例に基づき公開することがある。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

#### 7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明をを求める場合には、令和4年1月20日（木）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じ。

#### 8 入札手続等

- (1) 入札の日時

令和4年1月26日（水）午前10時

- (2) 入札の場所

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地2

京都市立病院本館5階会議室

- (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (4) 入札予定価格

金153,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- (5) 入札金額

基本料金、月ごとの電力量料金等の契約単価（円単位小数点第2位まで）を設定のうえ、仕様書の電力使用計画及び電気使用計画書の数値を用いて作成された積算内訳表にて算定された、契約期間に係る電気料金の総額とする。

この電気料金の総額には燃料費調整単価を含み（令和3年12月分単価を1年間使用するものとして計算すること）、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費用を含めるものとする。

なお、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間中適用するものとする。

本件入札は単価契約であるが、入札金額及び落札の決定は総価によって行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額（以下、「税抜単価」という。当該金額は、0.01円単位までで切り上げとすること。）に契約年間使用量を乗じたものの合計金額（以下「総価」という。）を記載すること。落札決定は、この総価の比較によって行い、最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

積算内訳表の計算金額（基本料金，電力量料金，月毎合計金額，総合計金額）の端数処理については，0.01 円単位までで切り捨てとすること。

なお，消費税法の改正により消費税等の率に変更が生じた場合は，その変更に応じて特段の変更手続を行うことなく消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし，国が定める経過措置等が適用され消費税相当額に変動が生じない場合には，当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(6) 入札資料の提出方法

ア 持参の場合 入札の日時に下表のとおり提出すること。

入札書	長形3号封筒に同封し，表面に「入札書在中」と朱書きし，裏面糊付部分には封緘印を押印すること。
積算内訳表 (任意様式 1枚，入札 書と割印 要)	入札書に同封すること。契約単価及び算出式を記載し，開札時に予定価格と契約単価との整合性が確認できるようにすること。

イ 郵送の場合 令和4年1月24日（月）までに角2封筒に下表のとおり同封し，簡易書留にて提出するものとする。（令和4年1月24日（月）必着）  
角2封筒の宛先は上記2とし，表面に「入札書在中」と朱書きし，裏面糊付部分には封緘印を押印すること。

入札書	長形3号封筒に同封し，表面に「入札書在中」と朱書きし，裏面糊付部分には封緘印を押印すること。
積算内訳表 (任意様式 1枚，入札 書と割印 要)	入札書に同封すること。契約単価及び算出式を記載し，開札時に予定価格と契約単価との整合性が確認できるようにすること。

電送による入札は認めない。

(7) 入札者又はその代理人は，提出した入札書の書換え，引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札執行者は，機構契約事務規程第9条に規定する者の入札を拒絶し，機構契約事務規程第10条に規定する場合には，当該入札手続を停止し，又は取り消すことがある。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及

び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- エ 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- オ 入札書と積算内訳表の整合が確認できない入札
- カ 前各号に定めるもののほか、機構契約事務規程第5条各号に規定する入札

(10) 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち会わせて行う。

(11) 落札者の決定方法

- ア 供給期間中の電気料金につき、予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札をした者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ イの同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない機構職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(12) 落札者及び落札者以外の入札参加者への通知

落札者を入札の場所にて宣告するとともに、令和4年1月31日（月）までに書面により通知する。ただし、落札者以外の入札参加者においては、入札結果の請求がない場合には、通知を行わない。

(13) 入札結果の請求

- ア 請求期間 開札日から令和4年1月27日（木）までとする。
- イ 請求方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）  
宛先を【入札結果請求】令和4年度京都市立病院に係る電力の供給（〇〇（氏名））とすること。
- ウ 請求先 Email : kanri@kch-org.jp
- エ 請求様式 任意様式による

(14) 再度入札

再度入札は行わない。

(15) その他

- ア 積算に用いた契約単価及び算出式を契約期間中適用するものとする。
- イ 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。契約書の参考様式は別紙のとおりで、事業者作成の様式によることも可能とする。
- ウ 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

エ 落札者が特定規模電気事業者の場合にあつては、この入札による契約締結前に、京都市内を管轄する一般電気事業者等と接続供給契約を締結すること。

#### 9 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者は、入札執行者に対して落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和4年2月2日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じ。

#### 10 質疑（上記7及び9以外の事項）及び回答

- ア 提出期間 公告の日から令和4年1月14日（金）までとする。
- イ 提出方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）  
宛先を【質疑】令和4年度京都市立病院に係る電力の供給（〇〇（氏名））とすること。
- ウ 提出先 Email : kanri@kch-org. jp
- エ 提出様式 指定様式5による
- オ 回答 提出日から起算して3日（土日祝日を除く。）以内に機構ホームページに掲載 <https://www.kch-org.jp/kcho/bid>

#### 11 その他

- (1) 入札参加資格があると認められた後、入札を辞退する場合には入札の日時までに入札辞退届（指定様式6）を提出すること。
- (2) 本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告を無効とする。この場合において、本件調達の準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を機構に請求することはできない。
- (3) 供給側接続事前検討を令和3年10月に実施し、関西電力送配電株式会社から工事不要の回答を得ている。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できないおそれがあるので、暫定で運用することを供給開始の条件とする。
- (6) 照会窓口は、上記2とする。